

基安安発 0411 第 2 号

平成 25 年 4 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

平成 25 年度の第三次産業における労働災害防止対策の推進について

標記については、平成 23 年 7 月 14 日付け基安安発 0714 第 2 号「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」(以下「三次産業通達」という。)を踏まえ、平成 25 年 2 月 13 日付け基安安発 0213 第 1 号「安全衛生業務の推進について」(以下「安衛留意通達」という。)により平成 25 年度の留意事項を示しているところです。

また、平成 25 年度から開始する第三次産業労働災害防止対策支援事業(以下「委託事業」という。)については、安衛留意通達記の 3(2)アに記載したとおり、平成 25 年度の下半期に小売業及び社会福祉施設を対象として、それぞれ 500 事業場を対象に専門家による個別コンサルティングを行う予定としています(別添 1 及び別添 2 の仕様書参照)。

今般、下記のとおり委託事業の実施等についての補足事項を示しますので、三次産業通達、安衛留意通達及び下記補足事項を踏まえ、適正な業務の推進に当たっていただきますよう、お願いします。

記

1 委託事業の実施について

(1) コンサルティング対象事業場の選定

個別コンサルティングの対象については、専門家による個別のコンサルティングを希望する労働者数 50 人以上の事業場を基本として、以下のアからエのいずれかの事業場を選定すること。また、社会福祉施設に係る個別コンサルティング対象事業場については、今年度は介護施設から選定することを基本とし、訪問介護や保育所等、介護施設ではない事業場は原則として選定しないこと。

なお、個別コンサルティングを活用することで個別指導、集団指導を補

完できるので、主体的業務量も考慮しつつ、効率的な第三次産業の労働災害防止対策の展開に努められたい。

ア 個別指導、集団指導を行った事業場で、専門家による指導を希望していることが確認できた事業場

イ 個別指導、集団指導は行っていないが、専門家による指導を希望していることが確認できた事業場

ウ 個別指導、集団指導を行った事業場で、意向確認は行っていないが更なる取組が必要と思われる事業場

エ その他、意向確認は行っていないが専門的指導の必要があると認められる事業場

(2) コンサルティング対象事業場の割当数について

コンサルティング対象事業場の局ごとの割当数については、平成24年の労働災害発生状況を踏まえ、別紙1のとおりとしたところである。

ただし、上記のウ又はエに該当する事業場は、委託先において意向確認を行い、コンサルティングをすることに同意いただく必要がある。このため、委託先における意向確認作業の歩留まりを考慮し、ウ又はエに該当する事業場については2事業場を1事業場としてカウントすることとするので、その合計が割当数以上になるよう、選定すること。

(例) 割当数が10事業場の局において上記のア又はイに該当する事業場が6事業場であった場合、上記のウ又はエに該当する事業場として、 $(10 - 6) \times 2 = 8$ 事業場以上を選定する必要がある。

(3) コンサルティング対象事業場への周知及び理解促進について

コンサルティング対象事業場のうち、上記のア又はイに該当する事業場に対しては、依頼文書(別紙2-1(小売業)、別紙2-2(社会福祉施設))を活用し、事業の有用性について説明の上、事業の参加に向けて理解と協力を求めること。

これらの了解取りつけに当たっては、例えば、個別指導実施予定の事業場で個別コンサルティングを希望したところについて個別指導から個別コンサルティングの実施に切り替える手法や、多店舗展開をしている小売業の本社や中核的支社に説明して配下の各店舗への個別コンサルティングの実施了解を取りつける手法などが考えられるので、留意すること。

なお、上記のウ又はエに該当する事業場に対しても委託先から意向確認作業を行うこととしているが、その際には、依頼文書(別紙2-3(小売業)、別紙2-4(社会福祉施設))を使用することとしているので、参考までに申し添える。

(4) 選定した事業場に係る委託先との連絡調整等

選定した事業場に係る委託先との連絡調整については、委託先が確定次第、別途指示する予定であるので、別紙3-1（小売業）及び別紙3-2（社会福祉施設）により選定した事業場のリストを整備しておくこと。

なお、各労働局に選定いただいた事業場のうち、委託先が個別コンサルティングを行った事業場については、本省において委託事業終了時に各労働局に対し情報をフィードバックすることとしているので、申し添える。

2 社会福祉施設、飲食店の対策の推進に係る関係団体等との連携について

(1) 社会福祉施設に係る関係団体等との連携

委託事業の契約に目途がついた時点で、全国社会福祉協議会等の関係団体に対し、委託事業の実施について情報提供するとともに、委託事業の周知啓発及び労働災害防止に係る配慮を要請することとしているので、了知するとともに、集団指導に係る協力依頼や関係団体等の行う講習会等への参画等、管内事情に応じ必要な連携を図ること。

(2) 飲食店に係る自治体等との連携

飲食店は、小売業や社会福祉施設と同様、従来の手法によるアプローチが通用しにくい業種であるが、一方で、食品衛生を確保するための対策が必要な業種でもあることから、地域保健法に基づき食品衛生に関する事項を所掌している保健所との連携が有効であると考えられる。

このため、飲食店の労働災害防止対策に係る保健所との連携への配慮を別添3のとおり都道府県、政令市及び特別区の保健所事務運営担当部局あて要請したところであるので、了知するとともに、保健所の開催する食品衛生講習会への参画等、管内事情に応じ必要な連携を図ること。

3 多店舗展開している小売業、飲食店等における企業本社又は中核的支社への指導について

安衛留意通達記の3（2）ア（ア）及び（ウ）において、「小売業、飲食店に対する指導対象事業場の選定に当たっては、多店舗展開をしている企業の本社に対して計画的な指導を実施する等、効率的かつ効果的な業務の実施に配慮すること。」とされているが、多店舗展開している小売業、飲食店について、企業本社又は中核的支社に対して指導を行った内容を当該企業本社又は中核的支社から確実に各店舗に伝達・徹底させることにより、管内に店舗のみを有する局署における各店舗に対する指導をより効率的に行うことができるものと考えられる。

このことを踏まえ、多店舗展開をしている企業本社又は中核的支社に対して指導を行う際には、事業管理の観点から本社又は中核的支社が実施してい

る店舗指導の場やエリアマネージャーによる店舗巡視を活用する等により、指導内容を確実に管下の全店舗に伝達・徹底するよう指導すること。また、当該企業本社又は中核的支社が店舗を展開している都道府県を確認すること。

4 報告等

三次産業通達記の4(6)及び安衛留意通達記の3(2)アに基づく本省への報告については、別紙4の様式により、平成26年1月17日(金)までに下記連絡先あて報告すること。

なお、本報告結果を踏まえ、本省において、記の3に記載した多店舗展開している企業のリスト(企業名、本社所在地を所轄する局及び店舗の展開先を所轄する局)を取りまとめて各局に情報提供することとしているので、申し添える。

【連絡先】

物流・サービス・マネジメント班 小宮山

Tel:03-5253-1111 (内線 5487)

E-mail: XXXXXXXXXX

個別コンサルティング割当事業場数(小売業、社会福祉施設)

局名	小売業割当数	社会福祉施設割当数
北海道	16	15
青森	9	9
岩手	9	9
宮城	12	10
秋田	9	9
山形	9	10
福島	10	9
茨城	11	10
栃木	9	9
群馬	10	9
埼玉	15	12
千葉	14	15
東京	22	22
神奈川	18	20
新潟	11	11
富山	9	8
石川	8	9
福井	8	8
山梨	8	8
長野	10	11
岐阜	10	9
静岡	12	12
愛知	16	13
三重	10	10
滋賀	9	9
京都	10	12
大阪	18	19
兵庫	15	15
奈良	9	9
和歌山	8	10
鳥取	8	8
島根	8	9
岡山	10	10
広島	11	11
山口	9	9
徳島	8	8
香川	9	8
愛媛	9	9
高知	8	9
福岡	16	15
佐賀	8	8
長崎	9	10
熊本	10	9
大分	8	9
宮崎	8	9
鹿児島	9	10
沖縄	8	8
計	500	500

(参考文案)

小売業の事業場の皆様へ

〇〇労働局

労働災害防止のためのコンサルティング（無料）の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害は長期的には減少傾向にありますが、労働災害の中で第三次産業が占める割合が年々高まっており、近年では労働災害全体の4割を超えて推移していることから、厚生労働省では、第三次産業の労働災害防止対策を最重点の柱として掲げています。特に、小売業については、第三次産業の中で最も労働災害が多く、年間の労働災害発生件数が11,000件を超える高水準で推移しています。

小売業における労働災害では「転倒」災害が最も多く全体の3分の1を占めていますが、転倒災害は従業員だけでなく来客者にも起こりうるものです。また、転倒防止には「整理、整頓、清掃、清潔」、いわゆる「4S活動」の徹底が重要ですが、4S活動の徹底は、単に労働災害防止に効果があるだけでなく、在庫管理にも資するものであります。

このため、厚生労働省では、平成25年度委託事業として、専門家による個別のコンサルティング（無料）を行うこととしておりますが、今般、貴事業場に対し、本委託事業の委託先であります〇〇〇から専門家を派遣し、個別のコンサルティングを実施させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、どうぞ、本事業の趣旨を御理解いただき、是非ともコンサルティングを受けていただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

(参考文案)

社会福祉施設の皆様へ

〇〇労働局

労働災害防止のためのコンサルティング（無料）の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害は長期的には減少傾向にありますが、労働災害の中で第三次産業が占める割合が年々高まっており、近年では労働災害全体の4割を超えて推移していることから、厚生労働省では、第三次産業の労働災害防止対策を最重点の柱として掲げています。特に、社会福祉施設については、近年労働災害が急増している業種となっています。

社会福祉施設における労働災害の特徴としては、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」による災害が全体の約3分の1、「転倒」による災害が全体の約3割となっていますが、これらの労働災害が介護・介助作業中に発生した場合、利用者の方が怪我をするおそれもあり、労働災害防止は作業者のみならず、利用者の安全面の確保からも重要であるといえます。

このため、厚生労働省では、平成25年度委託事業として、専門家による個別のコンサルティング（無料）を行うこととしておりますが、今般、貴施設に対し、本委託事業の委託先であります〇〇〇から専門家を派遣し、個別のコンサルティングを実施させていただきたいと考えています。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、どうぞ、本事業の趣旨を御理解いただき、是非ともコンサルティングを受けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(委託先用勸奨文案)

小売業の事業場の皆様へ

第三次産業労働災害防止対策

支援事業(社会福祉施設)受託者

(委託先機関名)

労働災害防止のためのコンサルティング(無料)の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害は長期的には減少傾向にありますが、労働災害の中で第三次産業が占める割合が年々高まっており、近年では労働災害全体の4割を超えて推移していることから、厚生労働省では、第三次産業の労働災害防止対策を最重点の柱として掲げています。特に、小売業については、第三次産業の中で最も労働災害が多く、年間の労働災害発生件数が11,000件を超える高水準で推移しています。

小売業における労働災害では「転倒」災害が最も多く全体の3分の1を占めていますが、転倒災害は従業員だけでなく来客者にも起こりうるものです。また、転倒防止には「整理、整頓、清掃、清潔」、いわゆる「4S活動」の徹底が重要ですが、4S活動の徹底は、単に労働災害防止に効果があるだけでなく、在庫管理にも資するものであります。

このため、厚生労働省では、平成25年度委託事業として、専門家による個別のコンサルティング(無料)などを行う「第三次産業労働災害防止対策支援事業(小売業)」を実施しております。

当(委託機関名)は、本年度、本委託事業を受託したところでありますが、この委託事業の一環といたしまして、今般、貴事業場に対して専門家による個別のコンサルティングを実施させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、どうぞ、本事業の趣旨を御理解いただき、是非ともコンサルティングを受けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(委託先用勸奨文案)

社会福祉施設の皆様へ

第三次産業労働災害防止対策

支援事業(社会福祉施設)受託者

(委託先機関名)

労働災害防止のためのコンサルティング(無料)の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害は長期的には減少傾向にありますが、労働災害の中で第三次産業が占める割合が年々高まっており、近年では労働災害全体の4割を超えて推移していることから、厚生労働省では、第三次産業の労働災害防止対策を最重点の柱として掲げています。特に、社会福祉施設については、近年労働災害が急増している業種となっています。

社会福祉施設における労働災害の特徴としては、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」による災害が全体の約3分の1、「転倒」による災害が全体の約3割となっていますが、これらの労働災害が介護・介助作業中に発生した場合、利用者の方が怪我をするおそれもあり、労働災害防止は作業者のみならず、利用者の安全面の確保からも重要であるといえます。

このため、厚生労働省では、平成25年度委託事業として、専門家による個別のコンサルティング(無料)などを行う「第三次産業労働災害防止対策支援事業(社会福祉施設)」を実施しております。

当(委託機関名)は、本年度、本委託事業を受託したところでありますが、この委託事業の一環といたしまして、今般、貴施設に対して専門家による個別のコンサルティングを実施させていただきたいと考えています。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、どうぞ、本事業の趣旨を御理解いただき、是非ともコンサルティングを受けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小売業における個別コンサルティング選定事業場一覧

(局)

事業場名	郵便番号	事業場所在地・連絡先	意向確認	連絡担当者(役職、氏名)	備考
		Tel: E-mail:			

注1:「意向確認」欄には意向確認の有無を記載すること(記の1(1)ア又はイに該当する事業場の場合は「有」、記の1(1)ウ又はエに該当する事業場の場合は「無」とすること)

注2:記の1(1)ウ又はエに該当する事業場(「意向確認」欄が「無」となる事業場)については、「連絡担当者(役職、氏名)」欄は空欄のままとする(記載しない)こと

第三次産業における労働災害防止対策の推進に対する進捗状況（報告）

(1) 小売業

1 25年度の実績状況（監督部署との連携による取組も含め、記載すること）

①指導件数（年度末段階での見込み含む）

指導手法	件数
個別指導	()
集団指導	()
文書要請	()

() は多店舗企業本社等内数

※個別指導には、監督指導時に行ったものも含めてください。

②指導対象（本省が優先対象としているもの以外で、指導対象としている場合に記載すること）

2 これまでの取組に対する問題点

3 現時点での実績等を踏まえた改善点・改善方法

4 労働災害防止対策について好事例（4S活動取組含む）

(2) 社会福祉施設

1 25年度の取組状況（監督部署との連携による取組も含め、記載すること）

①指導件数（年度末段階での見込み含む）

指導手法	件数
個別指導	
集団指導	
文書要請	

※個別指導には、監督指導時に行ったものも含めてください。

②指導対象（本省が優先対象としているもの以外で、指導対象としている場合に記載すること）

2 これまでの取組に対する問題点

3 現時点での実績等を踏まえた改善点・改善方法

4 労働災害防止対策について好事例（4S活動、KY活動、腰痛対策を含む）

(3) 飲食店

1 25年度の取組状況（監督部署との連携による取組も含め、記載すること）

①指導件数（年度末段階での見込み含む）

指導手法	件数
個別指導	()
集団指導	()
文書要請	()

() は多店舗企業本社等内数

※個別指導には、監督指導時に行ったものも含めてください。

②指導対象（本省が優先対象としているもの以外で、指導対象としている場合に記載すること）

2 これまでの取組に対する問題点

3 現時点での実績等を踏まえた改善点・改善方法

4 労働災害防止対策について好事例（4S活動取組含む）

(4) 多店舗展開している小売業、飲食店の企業本社、中核的支社に係る情報

企業名及び所在地	本社・中核的 支社の別	店舗展開先の都道府県			
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()

注1：「本社・中核的支社の別」欄には「本社」又は「中核的支社」のいずれかを記載すること。

注2：「店舗展開先の都道府県」欄には、当該本社又は中核的支社が店舗を展開している都道府県を記載すること。また、()内には、当該都道府県内に展開している店舗数が把握できた場合にはその店舗数を、把握できなかった場合には「不明」と記載すること。

【提出先】労働基準局安全衛生部 安全課

物流・サービス産業・マネジメント班 小宮山

e-mail: XXXXXXXXXX

第三次産業労働災害防止対策支援事業（小売業）仕様書

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

1 事業の趣旨目的

第三次産業における労働災害は、労働災害全体の約4割を占め、高水準に推移している状況にある中、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の目標である「2020年までに労働災害発生件数を3割削減」を達成するためには、第三次産業における労働災害を大幅に減少させることが必要不可欠である。

第三次産業における休業4日以上死傷災害について、特に労働災害が多く発生している業種としては、社会福祉施設、小売業、飲食業、ビルメンテナンス業などがあるが、これらの業種に共通する要素として、労働災害防止に係る一定の手法が確立された製造業、建設業等と比較して、事業者、労働者ともども安全に対する意識が低い傾向にある。

以上のことを踏まえ、第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である小売業を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、事業者に対するコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起することにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指すこととする。

2 事業の概要

以下の事業を行う。

(1) 職場内の危険の「見える化」推進のためのコンテンツ及び指導マニュアルの作成（本予算成立後～9月）

小売業を対象として、職場内の危険箇所の「見える化」を推進するため、産業安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等、労働災害防止に関する専門的な知見を有する者5名程度で構成された検討会を2回程度開催し、以下のものを作成する。

ア 職場内の危険箇所を示す「危険マップ」作成ツール（危険マップに盛り込む危険要因を示すマーカー、職場の危険箇所に貼付するステッカー等）

イ 危険が身近にあることを労働者一人一人に認識させるための災害事例動画（3事例程度を作成）

ウ 小売業事業場指導用マニュアル

(2) 小売業の事業場への個別コンサルティングの実施（10月～2月）

労働者数50人以上規模の各種商品小売業の事業場500箇所程度の事業場に対し、安全衛生の専門家による個別コンサルティングを実施する。

個別コンサルティングの対象については、都道府県労働局又は労働基準監督署が指導を行った事業場で専門家による個別のコンサルティングを希望する事業場を基本として500箇所程度を選定する（都道府県労働局に対し対象の選定に係る依頼通知を発出する予定であり、500箇所の内訳は別紙のとおり）。

また、個別コンサルティングを実施する安全衛生の専門家は下記ア～ウのいずれかに該当する高度な専門性を有する者であること。

ア 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの資格を有し、労働災害防止対策に関する研修実務の経験を有する者であること。

イ 安全衛生業務に関する実務経験を10年以上有する者であること。

ウ 上記ア、イと同等以上の高度な専門性を有すると認められる者であること。

なお、個別コンサルティングの実施に当たっては(1)により作成した職場内の「見える化」推進のためのコンテンツ及び指導マニュアルを活用する。

(3) 取組状況の把握

(2)の個別コンサルティングの実施事業場に対し、アンケート調査を行う。

3 報告書

受託者は、業務結果を取りまとめ、以下に定めるとおり報告書を提出すること。

- (1) 紙媒体 A4版 2部 (本文30~50頁、添付資料として、2(1)アのコンテンツ及び2(1)ウの小売業事業場指導用マニュアル)。
- (2) 電子媒体 報告書の電子データ及び2(1)のコンテンツ一式を収納した電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM) 1式(仕様は※参照)
- (3) 報告書の記載事項及び報告書の様式は厚生労働省と協議すること。
- (4) 平成26年3月31日までに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課あて提出のこと。

※ 電子データの仕様

- (1) Microsoft社WindowsXP SP2上で表示可能なものとする。
- (2) 文章、計算表で使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：ワープロソフトJustsystem社一太郎(2007以下)、又はMicrosoft社Word(ファイル形式はWord2007以下)
 - ・計算表：表計算ソフトMicrosoft社Excel(ファイル形式はExcel2007以下)
- (3) 動画データについては、MPEG-2形式とする。

4 個人情報の保護等

本事業を通じ入手した個人情報については、個人情報保護に関する法律及びその他の法令を遵守するとともに、締結した本事業の契約書の個人情報の取扱い条項等に基づき取り扱うこと。

また、個人情報を含めて本事業に関する情報についても、本事業の実施及び厚生労働省への報告以外の目的に使用しないこと。

5 契約期間

本事業の契約期間は、契約締結日から平成26年3月31日とする。

ただし、契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

6 その他事業実施に必要な事項

(1) 本事業の実施に当たっては、仕様書及び契約時に定める事項を確実にを行うこと。

(2) 守秘義務

契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用

するための情報として提供しないこと。

(3) 著作権

事業実施によって得られる全ての成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、その他の諸権利は厚生労働省に帰属するものであること。

(4) 進捗状況等の報告

上記3に定める報告とは別に、事業実施の進捗状況等について四半期毎にとりまとめ、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に提出するとともに、必要に応じ委託者から要請があった場合にも提出すること。

(5) 再委託

受注者は本仕様書に示す業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。これ以外の本仕様書に示す業務の一部について再委託を希望する場合、受注者は、再委託を行う前に厚生労働省と協議し、書面による承諾を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、再委託の必要性、契約金額、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。

(6) その他

以上に示すものの他、事業の実施に当たって必要な事項は、厚生労働省と協議して決定すること。

	実施予定件数(小売)
北海道	16
青森	9
岩手	9
宮城	12
秋田	9
山形	9
福島	10
茨城	11
栃木	9
群馬	10
埼玉	15
千葉	14
東京	22
神奈川	18
新潟	11
富山	9
石川	8
福井	8
山梨	8
長野	10
岐阜	10
静岡	12
愛知	16
三重	10
滋賀	9
京都	10
大阪	18
兵庫	15
奈良	9
和歌山	8
鳥取	8
島根	8
岡山	10
広島	11
山口	9
徳島	8
香川	9
愛媛	9
高知	8
福岡	16
佐賀	8
長崎	9
熊本	10
大分	8
宮崎	8
鹿児島	9
沖縄	8
計	500

第三次産業労働災害防止対策支援事業（社会福祉施設）仕様書（案）

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課、労働衛生課

1 事業の趣旨目的

第三次産業における労働災害は、労働災害全体の約4割を占め、高水準に推移している状況にある中、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の目標である「2020年までに労働災害発生件数を3割削減」を達成するためには、第三次産業における労働災害を大幅に減少させることが必要不可欠である。

第三次産業における休業4日以上の死傷災害について、特に労働災害が多く発生している業種としては、社会福祉施設、小売業、飲食業、ビルメンテナンス業などがあるが、これらの業種に共通する要素として、労働災害防止に係る一定の手法が確立された製造業、建設業等と比較して、事業者、労働者ともども安全に対する意識が低い傾向にある。

また、社会福祉施設を含む保健衛生業における腰痛は1,268件と業種全体の1/4を占め、5年前の1.3倍（H18年963件→H22年1,268件）に大幅に増加していることから、社会福祉施設での腰痛対策は労働衛生上の大きな課題となっている。

このような状況の中で、現在策定中の第12次労働災害防止計画において、業務性疾病のうち腰痛について2割減の目標設定を予定しているとともに、平成6年に発出された職場における腰痛予防ガイドラインについて見直し検討を行っているところである。

以上のことを踏まえ、第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、事業者に対するコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起するとともに、介護従事労働者の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指すこととする。

2 事業の概要

以下の事業を行う。

(1) 職場内の危険の「見える化」推進のためのコンテンツ及び指導マニュアルの作成（本予算成立後～9月）

社会福祉施設を対象として、職場内の危険箇所の「見える化」を推進するため、産業安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等、労働災害防止に関する専門的な知見を有する者5名程度で構成された検討会を4回程度開催し、以下のものを作成する。

ア 職場内の危険箇所を示す「危険マップ」作成ツール（危険マップに盛り込む危険要因を示すマーカー、職場の危険箇所に貼付するステッカー等）

イ 危険が身近にあることを労働者一人一人に認識させるための災害事例動画（3事例程度を作成）

ウ 社会福祉施設指導用マニュアル

(2) 社会福祉施設への個別コンサルティングの実施（10月～2月）

労働者数50人以上規模の社会福祉施設500箇所程度に対し、個別コンサルティングを実施する。

個別コンサルティングの対象については、都道府県労働局又は労働基準監督署が指導

を行った事業場で専門家による個別のコンサルティングを希望する事業場を基本として500箇所程度を選定する（都道府県労働局に対し対象の選定に係る依頼通知を発出する予定であり、500箇所の内訳は別紙のとおり）

また、個別コンサルティングを実施する安全衛生の専門家は下記ア～ウのいずれかに該当する高度な専門性及び介護分野での指導の十分な実績を有する者であること。

ア 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの資格を有し、労働災害防止対策に関する指導実務の経験を有する者であること。

イ 安全衛生業務に関する実務経験を10年以上有する者であること。

ウ 上記ア、イと同等以上の高度な専門性を有すると認められる者であること。

なお、個別コンサルティングの実施に当たっては（1）により作成した職場内の「見える化」推進のためのコンテンツ及び指導マニュアルを活用する。

（3）社会福祉施設を主にした腰痛予防対策事業

ア 改正腰痛予防対策指針・腰痛予防対策教育の周知・啓発業務（本予算成立後～9月）

改正腰痛予防対策指針について、社会福祉施設に対して効果的な普及を行うための、産業安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等、労働災害防止に関する専門的な知見を有する者で構成された検討会を4回程度開催し、以下のものを作成する（動画の作成等の作業部会は4回を想定）。

（ア）改正腰痛予防対策指針の概要及び労働衛生教育等に資するリーフレット（A3両面2つ折を145,000部。

（イ）腰痛予防に関する作業管理（特に労働者の作業態様）等の要点を分かりやすくまとめた動画（120分まで、ただし、イの講習会で使用できるようダイジェスト版（60分以内）も作成すること。）

（ウ）対事業場講習会用マニュアル（イの講習会で使用する講師用及び受講事業場配付用で15,000部を想定）

イ 社会福祉施設等介護従事労働者の腰痛予防対策の講習会の実施（10月～2月）

全国約141回（47都道府県×3回以上を想定だが、1都道府県で1回以上実施する前提で、希望事業場数の過多により内訳は変更可能、産業安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等、労働災害防止に関する専門的な知見を有する者を含む3人以上を講師とする。）、1回50事業場以上、2時間を目途に、介護事業場の事業者に対し、腰痛を起こしにくい移動・移乗介助法の講習会を行い、事業主が介護従事労働者の腰痛予防教育を適正にできるよう普及をしていく。

研修を行うべき事業場に対し、ア（ア）により作成したリーフレットを封入し周知を行い、ア（ウ）により作成したマニュアルを活用して斉一的な講習会を行う。

なお、講習会の講師のうち、少なくとも一人は、（2）のア～エに該当する高度な専門性を有する者であること。

講習会の周知を行う事業場は、厚生労働省も勸奨文書を発出するので、社会福祉法人の所轄庁（都道府県知事又は指定都市もしくは中核市の長。2以上の都道府県の区域にわたる法人については、厚生労働大臣又は地方厚生局長）に確認または公開されている情報を収集したものを対象とする（公表していない場合、都道府県労働局の提供する情報による）。

これら配付予定であったコンテンツの剰余分は、都道府県労働局からの周知・啓発として再活用を行うため当該局へ移譲する。

（4）取組状況の把握

(2) の個別コンサルティングの実施事業場、(3) の講習会の実施事業場に対し、アンケート調査を行う (A4 両面 1 枚程度の分量)。

3 報告書

受託者は、業務結果を取りまとめ、以下に定めるとおり報告書を提出すること。

- (1) 紙媒体 A4 版 2 部 (本文 30~50 頁、添付資料として、2 (1) アのコンテンツ及び 2 (1) ウの事業場指導用マニュアル (社会福祉施設))。
- (2) 電子媒体 報告書の電子データ及び 2 (1) のコンテンツ一式を収納した電子媒体 (CD-ROM 又は DVD-ROM) 1 式 (仕様は※参照)
- (3) 報告書の記載事項及び報告書の様式は厚生労働省と協議すること。
- (4) 平成 26 年 3 月 31 日までに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課あて提出のこと。

※ 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows Vista SP2 上で表示可能なものとする。
- (2) 文章、計算表で使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (2007 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2007 以下)
 - ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2007 以下)
- (3) 動画データについては、MPEG-2 形式とする。

4 個人情報の保護等

本事業を通じ入手した個人情報については、個人情報保護に関する法律及びその他の法令を遵守するとともに、締結した本事業の契約書の個人情報の取扱い条項等に基づき取り扱うこと。

また、個人情報を含めて本事業に関する情報についても、本事業の実施及び厚生労働省への報告以外の目的に使用しないこと。

5 契約期間

本事業の契約期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日とする。

ただし、契約締結日 (履行期間又は契約期間の初日) までに政府予算案が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

6 その他事業実施に必要な事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、仕様書及び契約時に定める事項を確実にすること。

(2) 守秘義務

契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供しないこと。

(3) 著作権

事業実施によって得られる全ての成果物に係る著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む)、その他の諸権利は厚生労働省に帰属するものであること。

(4) 進捗状況等の報告

上記3に定める報告とは別に、事業実施の進捗状況等について四半期毎にとりまとめ、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に提出するとともに、必要に応じ委託者から要請があった場合にも提出すること。

(5) 再委託

受注者は本仕様書に示す業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。これ以外の本仕様書に示す業務の一部について再委託を希望する場合、受注者は、再委託を行う前に厚生労働省と協議し、書面による承諾を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、再委託の必要性、契約金額、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。

(6) その他

以上に示すものの他、事業の実施に当たって必要な事項は、厚生労働省と協議して決定すること。

	実施予定数(社会福祉施設)
北海道	15
青森	9
岩手	9
宮城	10
秋田	9
山形	10
福島	9
茨城	10
栃木	9
群馬	9
埼玉	12
千葉	15
東京	22
神奈川	20
新潟	11
富山	8
石川	9
福井	8
山梨	8
長野	11
岐阜	9
静岡	12
愛知	13
三重	10
滋賀	9
京都	12
大阪	19
兵庫	15
奈良	9
和歌山	10
鳥取	8
島根	9
岡山	10
広島	11
山口	9
徳島	8
香川	8
愛媛	9
高知	9
福岡	15
佐賀	8
長崎	10
熊本	9
大分	9
宮崎	9
鹿児島	10
沖縄	8
計	500

基安安発 0411 第 1 号

平成 25 年 4 月 11 日

都道府県 }
政令市 } 保健所運営事務担当部局 御中
特別区 }

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

飲食店における労働災害防止対策に係る
都道府県労働局との連携について

日頃より、厚生労働行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、今般、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の対象期間とする第 12 次労働災害防止計画を策定しました。労働災害は長期的には減少傾向にありますが、労働災害の中で第三次産業が占める割合が年々高まっており、近年では労働災害全体の 4 割を超えていることから、同計画では、第三次産業の労働災害防止対策を最重点の柱として掲げています。

特に、飲食店については、小売業、社会福祉施設に次いで労働災害が多く、年間 4,000 件を超える労働災害が多発している業種であることを踏まえ、小売業、社会福祉施設ともども、目標数値を掲げて労働災害防止対策の推進を図ることとしているところです。

飲食店における労働災害には、感染症や食品への爪や血肉の混入にもつながるおそれのある「食品加工用機械による創傷」、従業員だけでなく来客者や店舗外にまで影響を及ぼすおそれのある「厨房における不完全燃焼に起因する一酸化炭素中毒」や「ガスボンベの爆発」などもあり、これらの労働災害を防止する取り組みは、単に労働災害の問題だけにとどまらず、保健所の所管事務である食品衛生などとも密接につながっていると考えています。

つきましては、都道府県労働局又は労働基準監督署から貴管轄下の保健所に対し、保健所が主催する食品衛生講習会への参画等の連携に係る相談がありましたら、都道府県労働局又は労働基準監督署の説明時間の確保等、必要な連携に御配慮いただきたく、お願い申し上げます。